

平成30年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道	水道技術管理者名
浄水場名	関市板取三友地区浄水場	水道課長 奥田 重雄
採水の場所(住所及び施設名)	関市板取3131-1(三友地区農業集落排水処理場)	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 6月
水質検査委託機関名称		2回目 12月

※平成31年2月以降より採水場所を変更します。

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		●			●			○			●		4	基準値の5分の1超過
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
43 1・2・7-トリメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 23 9 9 23 9 9 51 9 9 23 9

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。